

令和元年度

福島町議会
定例会 3 月会議

議会提出議案 説明資料

福島町議会

令和元年度福島町議会定例会 3月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委 7	福島町議会基本条例の一部改正について	1
発委 8	福島町議会会議条例の一部改正について	2

福島町議会基本条例の一部改正について

1 改正の理由について

議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項で国が定めた議決事件と、同条第2項に基づく普通地方公共団体が条例で定めた議決事件があります。

この度、町より条例で定めた議決事件のうち1件の計画について、次期計画は策定しないとの通知がありましたので、関係条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

議会基本条例第11条第5号の「福島町まちづくり行財政推進プラン」は、計画期間を1期5年間とし、平成22年度から令和元年度までの2期10年間にわたり、福島町の健全な行財政運営を目指し推進した計画ですが、現在進めている第2次プラン終了後は、当プランの計画内容を行政改革大綱等に包含させ、次期プランは策定しないとの通知がありましたので、「第5号福島町まちづくり行財政推進プラン」を議決事件から削除するものです。

なお、当プランを包含する計画等は、次のとおりです。

- ・行政運営 ～ 福島町行政改革大綱
- ・財政運営 ～ 福島町総合計画(実施計画)

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行します。

福島町議会会議条例の一部改正について

1 改正の理由について

町では、今日の社会情勢の変化や多様な住民ニーズに、より柔軟に対応できる組織の構築を目的に、一部の課を統廃合することから、関係条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

課の統廃合により、現在の町民課と税務課が「町民課」となります。

これにより、条例第119条で規定している常任委員会の所管課名を、次のように改正するとともに、当該常任委員会が所管する係名をカッコ書きとし、担当分野を明らかにしようとするものです。

(関係部分のみ抜粋)

常任委員会名	改正前	改正後
総務教育常任委員会	税務課	町民課（賦課係、徴収係）
経済福祉常任委員会	町民課	町民課（町民係、戸籍係、年金係）

3 施行期日について

この条例は、令和2年4月1日から施行します。